

産業・武将・忍者観光パンフレット制作委託業務仕様書

1 業務目的

愛知県・岐阜県・三重県の産業観光施設及び武将・忍者観光施設の認知度向上及び来館者数増を図るために、3県の観光施設を掲載したパンフレット「見にトリップ／戦トリップ」の作成及びそれを活用したスタンプラリーを実施する。

2 委託内容

(1) 「見にトリップ／戦トリップ」の作成

①仕様

- ・サイズ : A4
- ・紙質 : マットコート70kg
- ・页数 : 40頁
- ・綴じ : 中綴じ
- ・部数 : 60,000部
- ・校正 : 2回以上(状況により校正回数を増やすことがある)

②納品場所

以下に納品すること。

- ・パンフレット掲載施設
- ・愛知県庁観光振興課
- ・岐阜県庁観光企画課
- ・三重県庁観光魅力創造課
- ・その他、発注者が指定する場所

③ページ構成

- ・P1 : 表紙
- ・P2～P3 : ガイドブック説明、地図
- ・P4～P11 : 特集
- ・P12～P39 : 施設紹介ページ
- ・P40 : 裏表紙(スタンプラリー紹介)

④掲載施設

掲載施設の一覧、施設情報については別途発注者より提供する。

⑤掲載施設の区分け

区分けについては発注者より指示する。

⑥掲載施設の撮影

愛知県、岐阜県、三重県の施設で、モデルを入れた撮影をすること。なお、撮影施設については、別途発注者より指示する。

(2) スタンプラリーの実施

①実施期間及び参加施設

【実施期間】

令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

【参加施設】

パンフレット掲載施設の内、スタンプ設置可能な施設（180施設程度）

②スタンプセット（スタンプ台、スタンプ、消毒液、消毒液用スプレーボトルのセット）の作成及び発送

- ・スタンプセットを作成すること。
- ・スタンプセットを参加施設へ発送すること。

③景品の購入

予算40万円程度で、別途発注者が指定した景品を購入すること。

④スタンプラリーの事務局

- ・応募用紙を回収し、プレゼントの抽選、発送を行うこと。
- ・応募者の個人情報の漏洩がないよう別紙「個人情報取り扱い特記事項」を遵守すること。
- ・プレゼントの抽選は厳正に行うこととし、同一の申込者、同一世帯の家族に2つ以上の商品が当選しないよう留意すること。
- ・抽選後は速やかに発送を行うこと。また、生鮮食品を送付する場合には、発送に細心の注意を払うこと。

（3）広報物の作成

①ポスターの作成

- ・体裁 A2、片面フルカラー印刷
- ・作成部数 300枚程度

②ミニのぼりの作成

- ・体裁 ウェイト入り台座及び塩化ビニールパイプをセットとすること。
- ・サイズ等 幅100mm×300mm程
- ・印刷 フルカラー
- ・作成部数 スタンプ設置施設数分（180個程度）

③校正

2回以上（完成具合により校正回数を増やすことがある）

④納品場所

以下に納品すること

- ・愛知県庁観光振興課
- ・岐阜県庁観光企画課
- ・三重県観光魅力創造課
- ・スタンプラリー参加施設
- ・その他、発注者が指定する場所

（4）ホームページの作成

スタンプラリーへの参加方法を説明するとともに、応募用紙及びパンフレットをダウンロードすることのできるホームページを作成すること。

(5) 周遊提案

「見にトリップ／戦トリップ」の利用者が、愛知・岐阜・三重の3県にまたがって観光施設を周遊するよう誘導する企画を提案し、「見にトリップ／戦トリップ」の特集ページに掲載すること。

なお、特集には、家族層をターゲットとした体験型観光コンテンツを取り上げることを条件とする。

(6) スタンプラリー参加者増加に向けた提案

スタンプラリー参加者増加に向けた提案すること。(参考:平成31年度応募数2,347件、訪問施設数14,054施設 ※産業観光・武将観光をテーマに愛知県、岐阜県を対象に2期制で実施)

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月18日(木)まで

4 成果物の提出

印刷データ(PDF形式)をDVD等に保存したものを納品すること。参加者数、応募者属性分析、応募状況分析、参加施設分析等の実施結果を取りまとめ、報告書を作成すること(カラー印刷6部及びCD-Rに保存した電子データ)。

5 委託料の支払

業務完了後、精算払いとする。

6 留意事項

- (1) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分協議を行うこと。また、進捗状況及び今後の進め方等を、発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、スタンプラリー実施期間を後ろ倒しする必要があると判断される場合は、発注者と十分協議を行った上で、実施期間を決定すること。
- (4) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。